

## 岐阜県中学校総合体育大会参加可能な拠点校部活動について

令和6年2月22日

岐阜県中学校体育連盟

令和5年2月24日の岐阜県中学校体育連盟理事会・評議員会で提示した「参加可能な拠点校部活動」については、「令和5年度全国中学校体育大会 全国中学校体育大会開催基準（令和5年3月9日）」の「7 参加資格」に記された「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」に基づき、本県中学校体育連盟では以下のように整理する。

### 1 参加可能な拠点校部活動とは

- ・在籍校に希望する運動部活動がない場合に、参加を希望する生徒を同じ市町村立中学校の一つの学校に受け入れて行う部活動のことをいう。

※在籍校の部活動の部員が少ないなどの理由で他校と合同で活動している部活動の場合は、複数校合同部活動の扱いとなります。

※同じ市町村立中学校に受け入れ先がない場合は、特例として、隣接する市町村立学校を受け入れ先とすることも可とする。ただし、「2 参加を認める条件」を満たしていること。

### 2 参加を認める条件

- ・拠点校部活動の事業主体が、市町村または市町村教育委員会、もしくは市町村校長会であること。
- ・拠点校部活動の事業主体が、参加したい生徒の救済措置として拠点校部活動を推進していること。
- ・拠点校部活動の実施主体は市町村立中学校・義務教育学校であり、地域クラブ活動等ではないこと。
- ・拠点校が岐阜県中学校体育連盟に加盟していること。
- ・岐阜県中学校体育連盟が示す期日<sup>※1</sup>までに拠点校部活動として参加登録申請を行い、承認されること。

### 3 拠点校部活動実施上の留意点

- ・生徒の在籍校並びに拠点校の校長が拠点校部活動として活動することを承認していること。
- ・参加生徒及び保護者が、拠点校の部活動規定や拠点校の学校の規則等を遵守して活動することに同意していること。
- ・在籍校の校長は、生徒の拠点校への移動や活動中の事故に対して、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるよう適切な指導・管理<sup>※2</sup>のもと参加させること。

### 4 大会参加にあたっての規程

- ・大会参加申込手続きは、拠点校の校長が行う。
- ・拠点校部活動の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が求めた外部指導者（コーチ）とする。
- ・チーム名は拠点校の校名とする。

※1 拠点校部活動として参加を希望する場合は、5月10日(金)までに必要書類を所在の地区中学校体育連盟へ提出する。提出方法は複数校合同チームの場合と同様とする。

※2 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の給付対象となるのは「学校の管理下」で行われている活動です。「学校の管理下の範囲」については「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」※3の「学校の管理下の範囲」施行令第5条第2項第2号「学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合」の「4(1)教師の適切な指導の下に行われる課外の部活動(授業として行われるクラブ活動以外の活動)に参加した場合」とあります。

拠点校部活動のように、在籍校に部活動がなく近隣の部活動に参加する場合は、在籍校の課外指導に位置付けて、他校(拠点校)の部活動教師に指導委任した場合に、学校の管理下と認められます(対外運動競技も含む)ので、学校間で指導委任の取り交わしをしてください。指導委任文書は別添資料(指導委任文書)を参考に各学校で作成してください。

※3 [独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程](#)←こちらをクリック